

午後 1時50分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

5番椎名志保議員の発言を許します。5番椎名志保議員

○5番（椎名志保君） 5番椎名志保です。よろしく申し上げます。

このたびの豪雨災害により被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、対応にあられた役場、社会福祉協議会の職員の方々、被災地に入られ、家屋・小屋等の泥のかき出し、運び出しに汗してくださったボランティアの方々に心からお礼申し上げます。被災された方々には1日も早い平穏な日常が戻りますことを願ってやみません。

それでは、通告に従い、このたびは3つの項目について伺ってまいります。これまでの質問者の方と、特に豪雨災害に関する質問など重複するところがありますことをどうかご了解ください。

大きな1つ目です。豪雨災害による被災者に手厚い支援をとということで伺います。

(1) このたびの豪雨は、家屋の床上・床下浸水、道路や田畑の冠水、農作物被害、土砂崩れなど、近年まれにみる大災害となってしまいました。特に住家の浸水被害に見舞われた方々の心情を思うと、今でもその惨状が目につかび、胸が詰まります。それからの生活は2階での居住が中心となったり、ひとまず親戚宅へ身を寄せたり、町内の宿泊施設を利用されたりといったことが見受けられましたが、その後、これまでの住まいを諦め、安心して暮らせる生活を求め、新たな住まいを探す方もいらっしゃいました。しかしながら、空きのある町営住宅は、風呂釜・浴槽の持ち込みが必要であったり、町内の空き家は持ち主の家財がそのまま、すぐに移れる状態ではありませんでした。また、町内のアパートは年金暮らしの高齢者には高い家賃が負担でもあり、住まいを移しての新たな生活はハードルの高いものとなってしまいました。

以前、生活保護世帯の方が町営住宅に入居する際、風呂釜・浴槽を町が用意して入られたということがあったと聞いておりますが、このたび被災され町営住宅への入居を希望される方へも同様に手を差し伸べ、優先的な入居がなされるべきではなかったのかと考えるところです。

町の地域防災計画には、災害時の住宅応急対策として、公的住宅の提供、町営住宅の活用がうたわれております。災害によってこれまでの家屋での生活が困難な方に対し、その後の住まいとしても町として被災者に寄り添った支援はできなかったのでしょうか伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 5番椎名議員のご質問にお答えいたします。

被災者からのご相談につきましては、住民生活課から紹介された5世帯の方々と個別に面談を実施しております。被災者向けに提供可能な公営住宅として、空き家となっていた矢場崎住宅を説明し相談に対応し、本来、矢場崎住宅は風呂釜と浴槽が持ち込みとなっておりますが、被災者を入居させるにあたり、風呂釜・浴槽は町で設置する方向で説明をいたしております。しかしながら、メーカーの資材不足と在庫不足により、施工業者が問い合わせても数か月を要するというそのような状況であります。暫時の措置といたしまして、入居を停止している他の団地の空き家住宅に設置されている風呂釜・浴槽の移設も検討し、再度、施工業者と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） このことについて対応にあたってくださった職員の方には、実際に住宅を内覧させていただいたりと気遣って対応してくださったことを町民の方からもありがたかったというお声を伺っております。ただ、畳が上げられたまま、寝る場所と台所、居間だけを確保しての生活を送られている方もいらっしゃいます。また、先日の雨が強くなった折など、明けてから心配なお宅に何軒か声をかけさせていただきました。皆一様に不安で一睡もできなかった、そういう声でありました。被災者は心の平穏が得られぬまま生活を続けられております。住まいに関してのご相談があった際には、状況に寄り添ってお話していただきたいと存じます。

町営住宅についてですが、ずっと以前から、町営住宅は生活困窮者が入居を希望する公的住宅のはずなのに、風呂釜・浴槽を用意し、設置費用を合わせ、まずは20万円から30万円ほど出費があるのはどうかとの声もありました。町営住宅が災害時の有効な住宅応急対策、その後の新たな住まいになり得るよう、風呂釜・浴槽も設置し、整えておくことが必要ではないでしょうか。よろしく願いをいたします。

また、このたびのことで、空き家が移住定住だけではない活用の重要性も帯びてきました。6月定例会では、移住定住を積極的に推し進めるために、まずは家財の撤去などに十分な補助を出すなどし、住める空き家を整備すべきと発言させていただきました。町が空き家を借上げ、リノベーションし賃貸している高知県梶原町などの先進事例を参考に、実情を捉えた移住定住策を行っていくという前向きなご答弁を町長からはいただ

いております。空き家が災害時の住宅対策になり得るよう、町営住宅の整備と併せお願いするものであります。

(2) 番です。このたびの豪雨災害では、多くの田畑も被害を受け、稲を刈り取るにしても田んぼに土砂や流木などが流れ込み、稲刈り機械の入れない状況や、土砂崩れで自分の田んぼまでたどり着けない状況もありました。この秋の収穫が全く期待できないとの農家の苦しい胸の内も伺っております。被害を受けた住家に対しては、いち早く県内あちらこちらからボランティアの方々が入り、住居や小屋などの泥のかき出しや、水を被った家財の運び出しなどを行っていただきました。運び出された家財などは災害廃棄物として町が処理し、家屋は職員の方々が消毒にあたられたと伺っております。また、泥の洗い流しなどに使用された水道料金の減免、固定資産税の減免、県税の災害減免制度などが示されたところでありました。決して足るものではありませんが、県や町から見舞金も渡されることになりました。

しかし、田畑や農作物被害の支援は、大方の調査を終えてからなのか、具体的な支援策はまだ示されておられません。泥や土砂、流木が流れ込んだ田んぼをどうにかできませんか。土砂崩れのあった浅見内家ノ沢地区の田んぼを耕作している農家の方からは、何とか稲刈りをさせていただけないか、機械が通る部分だけでも土砂を寄せてもらえないだろうかとの声も届いております。かなえてはいただけないでしょうか。

間もなく始まる収穫に使用する稲刈り機械や乾燥機、籾摺り機、選別機など、乾燥施設に被害のあった方もいらっしゃいます。そういったことも補助対象にならないでしょうか。水没しエンジンのかからなくなった軽トラックのリースに補助をと訴える方もいらっしゃいました。農業共済や収入保険では追いつかないとの声も届いておりますし、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因し、物価が高騰、肥料は例年の2倍、資材も値上がる一方です。

県は2日、被害を受けた土木、農業施設の復旧費を盛り込んだ補正予算案を発表しました。現時点で国や県から示されていることはありますか。町としても手を差し伸べるべきと思いますが、町の考えはいかがですか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

農地に流入した土砂や流木などの除去に対しましては、国の補助災害復旧事業の適用や、またそれ以外は補助採択条件を満たさない小災害復旧事業として、被災箇所の早期

復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

農作物や農業機械などの被害における支援についても、各関係機関と連携し、国や県に対して積極的に働きかけをしてまいりたいと存じます。

また、肥料価格高騰に対しましては、県において肥料価格高騰対策事業の実施に向けた説明会を実施しております。

町といたしましても、できる限りの支援策を模索し、農家にとって農業への意欲向上、持続的に経営管理が図られるよう、更なるできる限りの支援をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 被害を受けた農家の実情を聞き上げ、少しでも有利な補償が得られるよう、町としてもご努力いただきたいと願っております。

また、このたびの被害が営農意欲をそぎ、離農を招くことになり、ますます耕作放棄地を増やすことにつながらないように、農業者に寄り添った支援に努めていただきたいものと心から願っております。よろしく願いをいたします。

（3）番です。このたびの災害は激甚災害に指定され、災害復旧に係る国庫補助率がかさ上げされると伺っております。復旧・復興はもちろん急がれますが、今回被害を受けた箇所は、その時の降雨量により被害の大きさは異なれど、言ってみればいつも同じ箇所です。低い土地だから仕方がない、低いところに住んでいる自分たちが悪い、そういった声も聞かれるほどです。馬場目地区、内川地区、富津内川流域の富田地区など、既に対策に着手されている箇所ももちろんありますが、中には山内地区など計画もされていない地区もあります。山内地区もいつも水の上がる箇所であり、このたびも住家の床上浸水被害や多くの田畑が泥水を被りました。かつて高い位置に田んぼがあり、雨が多く降った時など、下の田んぼに水が流入することを防ぐ役目をしていたが、基盤整備をすることでならされ、水が走ることを恐れた住民が基盤整備の話合いの折、県の担当者に交渉したところ、田んぼがダム役割をするから大丈夫だとの回答があったそうです。ですが、今は雨の降り方も異常で、ダムどころか田んぼは川となり、このところ頻繁に被害をもたらすことになったとのお話もありました。

被害の一つ一つを改めて検証し、被害を未然に防ぐための対策を国・県と協議することはもちろん、田町杉ヶ崎地区の浸水被害に関しては、水利組合や土地改良区など関係

機関と農業排水について詰めた話し合いの機会を持つなど、解決に向け町として積極的な動きをすべきではないでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

集中的な豪雨のために農業用水の増水により被害を被っている箇所においては、土のうを積むなどして被害を最小限に抑える対策を施しておりますが、根本的な解決までには至っていないのが実情でございます。

今後の用排水路の被害対策につきましては、県及び各水利組合や土地改良区へ排水改良について要望を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番椎名議員

○5 番（椎名志保君） 土のうを積み重ねるだけでは到底対応できなくなってきております。関係機関と積極的に話し合いを持っていただきたいと願っております。安全で安心なまちづくりは、渡邊町政が掲げる絶対に揺るがない方針の一つです。災害に苦しむ町民の姿を常に思い浮かべ、町政の舵を取っていただきたいと願っております。

（4）番です。このたび被災された地域には、県内あちらこちらから多くのボランティアの方たちが入り、力を貸してくださり、大変助かったとの声が寄せられております。また、職員の皆さんにもボランティアに加わっていただき作業をされたことに感謝申し上げますとともに、実際の被災現場を目の当たりにされたことは有益ではなかったかなと思うところです。重い泥の運び出しなど、その重労働に私は1日で音を上げましたが、議会からも荒川滋議員や松浦議員が何度も現場に入り、作業に加わる姿がありました。

ボランティアの開設は、災害発生後、町が社会福祉協議会に業務委託し行われたことでした。当初は社協の職員が総動員され、受付や配置の割り振り、必要なものの受け渡しなど様々なことを行わなければならない、訪問介護など通常業務を行いながらのことでしたので大変ご難儀されている様子でした。そのうちに秋田県社協や秋田市、八郎潟町、湯沢市や大仙市社協からも応援が駆けつけ、通常業務に差し障りなく行えたと伺っております。こういった事態での社協さん同士のネットワークに心強いものを感じたところでありました。

何分にもボランティアの受け入れは初めてのことであり、軌道に乗るまでは戸惑いの連続であったと伺っております。このたびのボランティアセンター開設については、今

後、振り返りがなされ、次に活かされることと思いますが、ボランティアの受け入れ開始の15日という期日が町との話し合いも伝えられてもなく、社協さんも町のホームページ上で知ったとのことでした。被災宅や被災状況など社協に対し町からの最初の情報提供は適切であったかなど、課題も見えました。特に、初動に対しどうであったか。今回のボランティアセンター開設を町としてどう受け止めていますか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町と町社会福祉協議会では、令和3年12月に「災害ボランティアセンターの設置運営などに関する協定」を締結しておりまして、本協定に基づいて、このたびの豪雨災害におけるボランティア活動の調整の事務などを委託しております。

災害ボランティアセンターは8月15日に開設し、8月29日までに延べ410人の方々から参加をいただきました。県内各地から支援に駆けつけていただいたボランティアの皆様方には心から感謝を申し上げたいと存じます。

一方で、災害ボランティアセンターの開設は、町のみならず県内町村では初めての事例でありまして、生じた課題や反省点につきましては、町社会福祉協議会と確認を行っております。早期に災害協定に基づきボランティアセンターを設置し、ボランティア募集開始をすることができたものの、センター開設直後は他市町村の社会福祉協議会からの応援職員も間に合わず、ボランティアセンターのスタッフ不足が生じておりました。町では、こうした状況を受け、職員をセンター運営スタッフの補助員として派遣しております。このほか、活動スペースが手狭となったことから、活動拠点を富津内地区公民館に移して対応するなど、都度、町社会福祉協議会と協議しながら対応してまいりました。

いずれにいたしましても、今回初めてとなった災害ボランティアセンターの開設につきましては、ボランティアの皆様方の多大なご協力のもと、町の災害復旧は大きく前進したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 今回大きな災害が起きてしまったことは、とても心の痛いところではありますが、このボランティアセンターの開設により多くのボランティアの方々が町に入り、町の災害復旧にご尽力いただいたということは、とても励まされる出来事で

もありました。このところの気候変動によるゲリラ豪雨、線状降水帯の発生といった異常気象は予期せぬ災害をもたらします。災害がなきことを祈りながらも、備えは必要です。この経験を必ずや次に活かしていただきたいものと考えております。

では、次に大きな2番の質問です。消防団の活動、活動費について伺います。

(1) まずは消防団の活動を伺います。このたびの豪雨は、激甚災害の指定を受けるほど大きな被害をもたらしました。12日深夜から強く降り始め、13日未明には浸水被害が出始めるといった事態でした。私の住む田町杉ヶ崎地区も毎回浸水被害を受ける箇所であり、その夜も町政協力員の方々とともにそのお宅に駆けつけておりました。町の消防団第一分団員の方々も駆けつけられ、土のうの手配をしてくださったり、さらに土のうを積んだり、被災宅の住人を安全な場所に保護していただいたり、このたびも大変お世話になりました。このように各分団とも深夜、各地域を回られたり、被害防止の作業にあられたことと思います。

明けた13日、特に被害の大きかった湯ノ又地区では、泥のかき出し作業をするその地区の分団員さんは確かに見受けられたものの、その後、生活復旧に向けた作業には消防団の作業着姿の分団員は見られなかったと捉えております。町民の一人として、こういった事態にこそ、出られる各分団員は被害の大きかった地域に駆けつけ、復旧の作業にあられるなど力を貸し、さすが我が町の消防団だなと町民に尊敬されるべき姿を示す機会であってほしかったと思うところです。その姿が町民の目の触れるところとなれば、各分団に食糧費を措置したことに理解が得られ、さらに彼らの存在意義を町民に示すことができたのではないのでしょうか。

このところ自然災害も増えています。火災発生時や行方不明者の捜索はもちろんですが、こういった自然災害に際し、消防団としての活動はどのようなものでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

自然災害における消防団の活動につきましては、消防力の整備指針において、住民の避難誘導、災害防除活動、災害現場における警戒、災害発生時における連絡業務及び危険箇所の警戒であることが示されておりますので、消防団員の皆様方には活動に専念していただけるよう、法令などに基づき公務の範囲内での活動をお願いしているところでございます。

消防団の災害復旧活動につきましては、第1に、消防団は消防組織法第9条に基づく消防機関として位置づけられておりますので、その任務は同法第1条が適用されるところであります。また、その具体的な業務は消防力の整備指針に規定されておりますとおりであり、その中に災害復旧活動は含まれておりませんので、当然ながら消防団長は団員に対して本来の業務ではない活動への従事命令は下すことはできないということになっております。

第2に、消防団の業務外の活動については、協力を行う場合は個々の団員の自主的判断によること。団長など上司による参加の推奨は行わないこと。消防団の業務ではないので、公務災害補償は適用されないこと。制服の着用も認められないことなどが国の見解として示されております。

以上2点について、臨時の消防幹部打ち合わせ会議において協議した上で、消防団としては復旧活動を行わないことを決定した次第であります。その上で、消防団員が団員としてではなく個人として災害復旧活動に従事していただくことも検討いたしました。消防の任務以外の業務に従事したことに起因して負傷したり障害を負ってしまった場合には、公務災害補償の対象とならない恐れがありますことから、団員としてではなく個人として各々の判断により災害ボランティアに参加を申し込んでいただけるよう、消防本部及び団本部幹部で協議、申し合わせの上、消防団の皆様方に対しましてはお知らせいたしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番 椎名議員

○5 番（椎名志保君） 消防団の活動に法律の定めがあることは致し方のないことですが、被災した町民はきっと、あの制服、作業着姿にきっと励まされるに違いないと思うのです。何かできることはなかったでしょうか。

（2）番です。消防団の活動に係る費用としては、一昨年、大小の配布の取りやめ、寄附行為を廃止したことに伴い、昨年度から消防団運営活動費補助金として当初予算で措置されていたわけですが、その用途に対し、町当局の制度設計の不備、消防団に対する説明が不十分だったことで執行に差異が生じたとされました。議会としても補助金の用途について深い議論に至らなかったと、大いに反省したところであります。

前回の6月定例会において運営活動費補助金が減額補正され、新たに活動に必要な物品等の購入に消耗品費、また、地域防災力の維持向上のために消防団は必要な存在、危

険な現場での活動にあたり団員の結束力を高めるために親睦は必要との町長判断で、消防訓練大会と出初め式に限り、上限を設けた上で食糧費として予算措置することに至りました。その後、団員の方々からご意見を聞く機会があり、「我々も1年目は活動費の使い道を深く考えもせず、ああいう使い方をしてしまった。例えば、東日本大震災で消防団はどう動いたかといった先進事例を学ぶなど、研修に充てるといったことも考えられたのではないか」とのご意見もございました。その言葉を聞き、消防団に係る経費として消耗品費、食糧費と、かえって限定してしまったような気さえしております。例えば、今後、活動のあり方を研修で学びたいなど消防団から要望などあった折には、改めて予算措置するといったことは考えていただけるのでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

消防団に係る経費に関しましては、消防活動に関する経費と消防団運営活動に関する経費に分けて考えております。昨年度に施行いたしました消防団運営活動費補助金制度に代わる消防団運営活動費予算につきましては、さきの6月定例会において議決をいただいたところでございますが、消防活動に関する経費につきましては、研修負担金を含め、例年どおり当初予算に計上しているところでございます。

消防団の運営活動費としては、消防団のための消防施設の維持管理費と、消防団または各分団の運営費を定めましたので、これに該当する経費を予算計上したところであります。

活動の先進事例を学ぶことを目的とした研修の機会についてであります。団長及び副団長につきましては、コロナ禍において中止が続いているところではあります。先ほども申し上げましたとおり、秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部の実施事業として例年予算措置をしているところであります。そのほかの団員を対象としたものにつきましては、その必要性について考慮した上、業務として取り扱うべきものについては、消防団運営活動に関する経費としてではなく、消防活動に関する経費として消防団費に適切に予算措置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） 団員の方々からの一つのご意見として、研修に対する予算措置ということをお話しさせていただきましたが、分団員に研修の機会が必要とあらば措置し

ていただけるということでしたので、今後、例えば各分団員からそのような機会をお願いしたいということがあれば、まずは消防本部に提案をしていただき、その後、両者一つところで発展的な話し合いの機会がもたれることを期待しております。

先月21日には、大きな被害のあった湯ノ又地区に大槌町からキッチンカーが訪れ、炊き出しをしてくださいました。活動の代表である藤原さんは、5年前に仮設住宅に配られた当町からの支援米を実際に召し上がり、その恩返しにと駆けつけられたとのことでした。支援米配布の最後の3年は、私も活動に参加させていただきました。仮設住宅が閉じられる最後の支援米配布の折には、平野町長とお会いし、このご恩は決して忘れない、今後は支援から交流へつなげていきたいとお言葉をいただいております。その後、コロナ禍にもなり、交流は実現しておりませんでした。このたび大槌町からキッチンカーが支援に来てくださったことで、つながりが再開された思いでした。五城目町消防団が災害発生時の消防団としての動きを学ぶ機会を必要とするなら、その時は大槌町へつないでいただくなど、今度こそ交流が始まるのではないのでしょうか。また、そういったことから、活動の定めがありながらも自然災害での消防団の動きに何か参考となることがあるかもしれないと考えるところでもあります。どうかご一考願いたいと思います。

では、大きな3番、今後の町の教育・保育をどう考えるということでお伺いをいたします。

まず中身に入る前に、一つ訂正がございます。私のこの通告書の中に3番の項目があり、(1)、(2)と分かれて書いているわけですが、その(2)番の1、2、3、4、5行目の一番最初の文字です。幼小連携の小の字が、正しくは小学校の「小」、小さいという字です。これは自らの誤りであり、この場をお借りし訂正し、お詫びいたします。よろしくお願いたします。

では、早速中身に入りたいと思います。

大きな3番、今後の町の教育・保育をどう考えるということでお伺いをいたします。

(1)番です。3月定例会において、当町の保育・教育を担うもりやまこども園の少子化に伴う財政的な窮状を伝え、少子化打開に思い切った施策を講じることや保育料収入の増収、経営の安定に向けた改善策をどう考えるかを町に問うたところでもございました。園からの要望など協議しながら経営の安定に努めていくのご答弁をいただいております。また、提言として、町単独で3歳以下(未満児)の保育料無償化を実施し、保

護者の負担を町が肩代わりし、より子育て世帯の負担軽減に努め、入園児の増加を図れないかと発言した折には、子ども人口の増加がこども園をはじめ、元気な町へとつながる。3歳未満児の保育料全額無償化も検討していくとのご答弁でありました。こども園との協議、保育料の全額無償化の検討はなされていますか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

もりやまこども園におかれましては、当町の宝である子どもたちの教育、また保育にご尽力をいただき、感謝を申し上げたいと存じます。また、近年は新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、子どもたちの健全な成長のために緊張感を持って日々奮闘されていることと察しを申し上げます。

さて、3月定例会後のこども園との協議はなされているかというご質問でございますが、今年度は7月20日に町とこども園との連絡会議を開催いたしまして、学校教育課も含め意見交換をしております。今後2回予定しております連絡会議で、町で唯一のこども園として当町の子育て支援に重要な役割を担っております現場の意見に耳を傾け、協議を深めてまいりたいと存じます。

次に、保育料の全額無償化の検討はなされているかという質問でございますが、これまで副食費、主食費の全額補助を段階的に実施してまいりましたが、更なる子育て世帯への支援策として保育料の段階的引き下げや、また他事業との関連も含めて検討し、子育て世帯の負担軽減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） これから今年度以降も実際に詰めた話し合いを行っていただきたいと思います。

（2）番です。3月定例会では、併せて園舎の老朽化に伴い大規模改修が必要なことも発言させていただきました。ですが、著しい出生数の減少を考えると、いずれ小学校は全学年1クラスとなり、空き教室が増えることとなります。例えば、3、4、5歳児をプレスクール（保育学校）として入学させ、幼小連携の可能性を探ることはできないでしょうか。園舎の大規模改修を行うとなると国の補助金を活用することが考えられるが、試算によると改修には約3,900万円が見込まれ、園の負担は約900万円、6月議会で園の財政的窮状を示したとおり、このところは積立金を毎年900万円取り崩

して経営に充てている状態で、改修費用900万円は園にとっては大きな負担です。

プレスクールとして小学校の空き教室を活用すると、大規模改修は必要なくなり、園舎一部での保育が可能となるかもしれません。プレスクールのことについては、あくまで私の個人的な意見でもありますが、社会福祉法人とはいえ、町にたった一つのこども園でもあり、もしも園が経営破綻した場合には、園児や保護者は路頭に迷うこととなります。町長は、法人の顧問の立場にあります。このことを大きく受け止め、今から町の今後の教育・保育のあり方を真剣に考える必要に迫られていることを強く認識していただきたいと考えます。まずは園と協議する場、町の教育・保育を話し合う組織体を作ってくださいと提言します。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

小学校の空き教室をプレスクール（保育学校）として使用できないかということにつきまして、五城目小学校の改築にあたり児童数推計を精査し、学校規模を設定しております。令和13年度までは小学校全学年が一斉に1クラスにはならず、転用可能な教室は発生いたしません。施設面では既存のトイレを保育所専用の便器に取り替えが必要なこと、新たに園庭や遊具が必要なことなども考慮しなければなりません。また、目的外使用許可や、また財産処分に関する事務、学校施設整備に町債が充てられていることから繰上償還が必要となり、財政負担が大きくなるなどのリスクがあります。

以上のことから、改築間もない小学校において空き教室での保育学校は十分な審議が必要なものと考えております。

ご提言のありました協議体につきましては、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として設置しております「五城目町子ども・子育て会議」で必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議することが可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番椎名議員

○5番（椎名志保君） プレスクールの件は、私の一案でございましたが、依然としてこの少子化によるこども園の財政的窮状は差し迫ったものがございます。少子化が劇的に改善されなければ、この状況から脱することはできません。もりやまこども園が保育園・幼稚園連携型の認定こども園となってから10年近くになりますが、あの時からまたさ

らに少子化に拍車がかかっております。今後の町の教育・保育を真剣に考える時が来ています。そのことを強く認識し、町としても必要な動きをしていただくようお願いするものであります。

以上をもちまして私のこのたびの一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 5番椎名志保議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦勞様でした。

---

午後 2時36分 散会